

富山地区広域圏事務組合

人事行政の運営等の状況

富山地区広域圏事務組合職員の給与等に関する条例第7条の規定に基づき、令和6年度における富山地区広域圏事務組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、令和7年4月1日現在の状況等を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般 行政	総 務	4人	4人	0人	職員の勤務形態変更による減
	衛 生	34人	29人	▲5人	
合 計		38人	33人	▲5人	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20～ 23歳	24～ 27歳	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以上	計
職員 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
構成 比	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	9.1	6.1	6.1	9.1	15.1	36.4	15.1	100.0

(3) 採用の状況 (令和7年度)

事務職員	技術職員	技能労務職員	合 計
0人	1人	0人	1人

(4) 退職の状況 (令和6年度)

事務職員	技術職員	技能労務職員	合 計
0人	2人	0人	2人

2 職員の人事評価の状況

職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、人事評価を実施しています。

(1) 能力評価 (職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価) ・・・・・・ 年1回

(2) 業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績の評価） · · · · 年2回

3 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況（令和6年度決算）

歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）
4,371,850千円	662,677千円	436,354千円	10.0%

(注) 人件費には、一般職に支給される給与のほか、退職手当負担金・共済費及び理事長・議員等の特別職に支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和6年度決算）

職員数（A）	給与費				一人当たり 給与費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
38人	169,964千円	27,312千円	67,500千円	264,776千円	6,968千円

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	52.3歳	358,600円	411,757円
技能労務職	54.7歳	290,400円	342,667円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	富山地区広域圏事務組合	富山県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	220,000円
	高校卒	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	—

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査 主任	係長 主査	所長代理 副主幹	事務局次長 所長 主幹	所長	事務局長
職員数	1人	1人	4人	13人	6人	3人	1人	1人
構成比	3.3%	3.3%	13.4%	43.4%	20.0%	10.0%	3.3%	3.3%

(注) 1 富山地区広域圏事務組合職員の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和6年度)	支給割合 (令和6年度)	加算措置の状況
1,694千円	期末手当 2.5月分(1.4月分) 勤勉手当 2.1月分(1.0月分)	職制上の段階による加算措置 5~10%

(注) 1 管理職を除く支給状況です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（令和7年4月1日現在）

支給率	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

③地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	995千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）	110,556円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員
富山市	3%	9人

④特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	4,127千円
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算）	114,639円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	85.7%
手当の種類（手当数）	6種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
ごみ処理等施設管理業務手当	クリーンセンター リサイクルセンター	(1)施設管理業務 ①施設の保守点検若しくは維持補修のため工場内の業務 又は作業に2時間以上従事したとき。 ②ごみ搬入の検査、調査若しくは指導の業務又は作業に2時間以上従事したとき。	(1) ・勤務1回 300円 (一般職) ・勤務1回 900円 (現業職)
		(2)ごみ処理業務	(2) ・勤務1回 400円 (一般職、2直の勤務にあっては800円) ・勤務1回 1,000円 (現業職、2直の勤務にあっては2,000円)
深夜勤務手当	クリーンセンター	深夜勤務(午後10時後翌日午前5時前の間)においてごみ処理業務に従事したとき。	・勤務1回 1,020円
現場危険等手当	クリーンセンター リサイクルセンター 衛生センター	作業環境が劣悪な箇所で行う工事監督、技術指導検査若しくは調査業務又は作業に従事したとき。	・勤務1回 400円
ダイオキシン類等 ばく露作業手当	クリーンセンター	(1)厚生労働省が定める「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱」の対象作業のうち、第3管理区分作業場での作業に2時間以上従事したとき。	(1) ・勤務1回 1,400円 (一般職) (但し、従事した時間が5時間未満のときは、900円) ・勤務1回 2,000円 (現業職) (但し、従事した時間が5時間未満のときは、1,500円)
		(2)厚生労働省が定める「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱」の対象作業のうち、前号の作業を除く、粉じん除去作業、灰押出機内部不燃物取り出	(2) ・勤務1回 600円 (一般職) (但し、従事した時間が5時間未満のときは、500円)

		し作業及び酸欠・高温現場作業に2時間以上従事したとき。	・勤務1回 1,200円 (現業職) (但し、従事した時間が5時間未満のときは、1,100円)
自動車運転手当	クリーンセンター リサイクルセンター	大型自動車等によりごみ運搬業務に従事したとき。	・日額 300円
し尿処理等施設管理業務手当	衛生センター	(1)施設管理業務 施設の保守点検若しくは維持補修のため工場内の業務又は作業に2時間以上従事したとき。	(1) ・勤務1回 300円 (一般職) ・勤務1回 900円 (現業職)
		(2)し尿処理業務	(2) ・勤務1回 400円 (一般職) ・勤務1回 1,000円 (現業職)

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	6,638千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	174,684円

(注) 1 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、令和6年4月1日現在における職員数（管理職員を除く）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との 異 同	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 3,000円 (2)子1人につき 11,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算 (3)そのほかの扶養親族 1人につき 6,500円	異	3,467千円	231,133円
住居手当	借家等 ①家賃23,000円以下の場合 手当額=家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 手当額=11,000円+（家賃-23,000円）/2（最高限度額28,000円）	異	728千円	242,667円

通勤手当	(1) クリーンセンター、衛生センターに勤務する者 自動車の使用距離 1 km 当り 594 円の割合で算出した額 (片道 30 km 程度) (2) リサイクルセンターに勤務する者 (交通用具使用職員) 距離段階区分に応じ、月 2,600 円～24,200 円	異	6,426 千円	178,500 円
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて 117,100 円以内を支給	異	3,212 千円	803,000 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額 × 1.35 × 勤務時間	異	1,719 千円	68,760 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ① 週休日・祝日等 ・ 6 時間以下の場合 6,000 円～12,000 円 ・ 6 時間超の場合 9,000 円～18,000 円 ② 平日深夜 3,000 円～6,000 円	同	- 千円	- 円

(7) 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	報酬
議長	年 30,000 円
副議長	年 28,000 円
議員	年 24,000 円
監査委員 (議会選出)	年 11,000 円
監査委員 (識見を有する者)	年 24,000 円
理事長	年 40,000 円
副理事長	年 34,000 円
理事	年 30,000 円
附属機関の構成員その他 非常勤の特別職の職員	日額 9,300 円を超えない範囲内において任命権者が定める額

4 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

令和7年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8:30～17:15
休憩時間	12:00～13:00

(注) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、富山市の勤務時間その他の勤務条件の例により、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇（休業）期間等	令和6年度の取得状況
年次有給休暇	20日（1年あたり）	平均 15日7時間
健康保持休暇	5日以内（5/1～9/30）	平均 4日9時間
家族看護休暇	5日以内（職員と同居する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日以内）（1年あたり）	14人
短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）（1年あたり）	3人
病気休暇	90日以内	3人

(注) 1 年次有給休暇、健康保持休暇、家族看護休暇、短期介護休暇については、R6.1.1～R6.12.31における取得状況です。

2 病気休暇の取得者数は、令和6年度中に休暇を開始した者の人数です。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

免職	休職	降任	降給	合計
0人	1人	0人	0人	1人

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況（令和6年度） 6件

(注) 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和6年度） 一 件

(注) 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされています。

7 職員の研修の状況

研修別実施状況（令和6年度）

研修名		受講者数
階層別 研修	新任係長研修	1人
	中堅職員基礎課程研修	1人
専門 研修	ハードクレーム対応研修	1人
	管理者研修	1人
	業務改善研修	1人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理などの厚生事業を実施しています。

(1) 厚生制度の状況

区分	項目	対象者等	令和6年度実施状況
健康管理	定期健康診断	全職員（会計年度任用職員を含む）	56人
	ストレスチェック検査	全職員（会計年度任用職員を含む）	70人
福利事業	職員互助会への補助	互助会会員	補助金額 394,000円

(注) 構成市から派遣されている職員は、派遣元で定期健康診断を受けています。

(2) 共済制度

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

（事業の概要）

短期給付事業・・・組合員とその家族の病気、けが、出産などに対して必要な給付を行うもの。

長期給付事業・・・組合員の退職、障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行うもの。

福祉事業・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行うもの。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和6年度において、公務災害又は通勤災害と認定された事案はありません。

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度において、措置要求事案はありません。

10 不利益処分に関する審査請求の状況

令和6年度において、審査請求事案はありません。